ごかのお知らせ

(No.406)

お知らせ

■生活相談について

（総務課）

隣保事業（生活相談員）による生活相談（人権・福祉・教育・就業等）を実施しております。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談下さい。

○相談場所

・ふれあいセンター

・堀之内集会所

※各相談所の相談日時等につきましては、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

○お問い合わせ

ふれあいセンター

☎(84)3595

■人権擁護委員による「全国一斉特設相談」を実施します。

（総務課）

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

人権擁護委員は、地域住民の人権が侵害されないように常に注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のために速やかに適切な処理を行います。また、人権の大切さについて、街頭啓発や講演会などを通じて、理解を深めてもらうための活動にも努めています。全国人権擁護委員連合会では、来る6月1日に「全国一斉特設相談」を開催し、全国的に人権擁護委員の周知を図ります。茨城県人権擁護委員連合会でも「人権擁護委員の日」にちなみまして、次のとおり、特設相談を実施することとしました。地元の人権擁護委員が、人権問題等でお困りの方のご相談を受け付けます。

なお、五霞町には町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員の方がおります。

個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○開設日時

6月1日(月)

午前10時から午後3時まで

○場　所

ふれあいセンター

○人権擁護委員

・篠崎　勝　さん

・古郡　静夫　さん

○お問い合わせ

ふれあいセンター

☎(84)3595

■住宅取得を支援します［定住化促進事業］

（企画財政課）

町では、人口増加及び定住促進を図るため、住宅を取得した方を対象に次のとおり奨励金を交付しています。

○対象者

平成17年4月1日以降に五霞町へ転入された方で、町内に住宅を取得された方。

○奨励措置

奨励金は、固定資産税の家屋部分相当額として、交付期間は3年間です。

○交付申請

当該年度の1月末までに申請手続きが必要です。

なお、申請は各年度として、申請書類は町で定めた交付申請書に次の書類が必要です。

①住民票謄本

②建物登記簿謄本（写し）

③町税納税証明書

④固定資産税課税明細書（写し）

※奨励金の交付申請は、町税(住民税・固定資産税・軽自動車税)を完納していることが条件です。

○お問い合わせ

企画・情報G（内線221）

■7月1日　平成21年度経済センサス基礎調査にご協力ください

（企画財政課）

経済センサス基礎調査は、商店や工場、営業所、事務所、学校、旅館、学習塾、寺院など、すべての事業所が対象となる大規模な統計調査です。

統計調査の結果は、国や都道府県、市区町村などがこれからの行政を考える重要な基礎資料として活用されます。

7月1日現在で調査を実施しますので、調査票が届きましたらご記入をお願いします。

○お問い合わせ

企画・情報G（内線221）

■国民健康保険加入者の人間ドック・脳ドック検診の助成について

（町民税務課）

平成21年度の人間ドック検診・脳ドック検診者への助成の受付をします。

なお、人間ドックを受診される方は、特定健康診査は受診できませんので、ご注意ください。

希望される方は次のとおりお申し込みください。

○受付　5月7日(木)から

※窓口受付のみ

○場所　町民税務課　町民G

○受付人数

30名　※先着順

○対象者

五霞町国民健康保険に加入している30歳以上70歳未満の方

(※国保税完納者に限る)

○助成額

人間ドック、脳ドック、人間ドック＋脳ドック

それぞれ20，000円

○持参するもの

保険証、印鑑

○検査医療機関

町で指定する医療機関の中からお選びいただきます。

○お問い合わせ

町民G（内線233）